

衆議院小選挙区選出議員選舉

最高裁判所裁判官国民審査

投票所へ行けない人は

◇期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票所へ行けない人は、期日前投票ができます。

●期間：12月5日(水)から12月15日(木)まで（ただし、国民審査は12月9日(日)から）。

●時間：(本庁)午前8時30分から午後8時まで。「各支所」午前8時30分から午後7時まで。

●場所：本庁または各支所。

●持参するもの：投票所入場券(入場券がなくても投票できます)。

とき
12月16日(日)
午前7時から午後7時まで

ところ

市内108カ所の投票所

※入場券に記載してありますので確認してください。

投票できる人は

- 投票できる人は、次の要件をいずれも満たし、選挙人名簿に登録されている人です。
- 12月16日現在で満20歳以上の人は、前8時30分から午後7時まで。
- (平成4年12月17日までに生まれた人)。
- 平成24年9月3日までに本市に住民票が作成された人(他の市区町村から転入した人は、9月3日までに転入届をした人)。
- ※9月4日以降に本市に転入した人は、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていれば、投票用紙を請求し、本市で不在者投票をすることができます(請求用紙は本市の本庁・選挙管理委員会事務局にあります)。

※通学のため親元を離れて生活している市外在住の学生で、本市に住民登録をしたままの人は、現在住んでいるところが住所地と認定されるため、本市の選挙人名簿に登録されていても投票することができます。ご注意ください。

投票所入場券

投票所入場券(ハガキ)は、有権者の皆さんに郵送します。投票日には、入場券を持って投票所へお出かけください。

なお、入場券がないときでも、各投票所にある選挙人名簿で本人確認ができれば投票できます。

◇不在者投票・郵便投票

【病院や施設に入院・入所している人】県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、それぞれの病院または施設で不在者投票ができます。

【市外に滞在している人】指定病院や施設については、入院・入所している病院または施設へお尋ねください。

投票日当日、仕事やレジャーなどで市外に滞在している人は、郵

体の不自由な人は

送による不在者投票ができます。この制度を利用する人は、本庁または各支所に備え付けの「不在者投票請求書兼宣誓書」に選挙人本人が必要事項を記入し、本庁・選挙管理委員会事務局へ直接または、郵便で提出(FAX不可)してください。

その後、同事務局から選挙人の滞在地に投票用紙などを郵送しますので、選挙人はその投票用紙などを持参し、12月5日(水)から12月15日(土)までに、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。

なお、この方法による投票には日数がかかりますので、早めに手続きをしてください。

【障がいがある人の郵便投票】

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険被保険者証(要介護5度のみ)を持ち、公職選挙法で定められている障がいの程度に該当する人で、あらかじめ市選挙管理委員会委員長に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けていなければなりません(郵便投票の請求期限は12月12日(水)まで)。

②に該当し、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会委員長に届け出た人

投票は衆議院小選挙区から

投票所では、最初に衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙を交付します。投票用紙は【オレンジ色】です。『候補者名』を書いてください。

次に、衆議院比例代表選出議員選挙(比例代表)の投票用紙【白色】と、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を交付します。

比例代表の投票用紙には『政党名』を書いてください。また、国民審査の投票用紙には、最高裁判所裁判官の氏名が記載しています。記入のしかたは、①やめさせた方がよいと思う裁判官には、その氏名の上の欄に『×』を書いてください。②やめさせなくてもよいと思う裁判官には何も書かないでください。

船員の選挙人名簿登録者は

※詳しいことは、本庁・選挙管理委員会事務局(23)1111内線1162へお尋ねください。

点字投票

目や体が不自由な人や字が書けない人は、投票日当日の投票所または期日前投票所で、係員に申し

投票を希望する人は、係員に申し出てください。

開票

不在者・当日投票のいずれの場合も必ず同証明書を提示してください。

投票所の一般参観席では、開票状況をご覧いただけます。

●日時：12月16日(日)午後9時から。

●場所：市立稲南中学校体育館。

